

経産省前テントひろばニュース

テント設置 1524日 川内原発・再稼働糾弾!

第65号

発行責任者 淵上 太郎

テントひろば弁護団 10/26 に上告状を提出

不当な判決が出される

先月26日、東京高裁は「控訴棄却」「訴訟費用は控訴人らの負担とする」との判決によって、今年2月の地裁での不当判決を追認した。

今回の高裁判決は、テントひろばが被告2名だけで運営されているのではなく、原発事故被災者を含む多くの国民によって支えられ、ポケットパークにテントを設置することによって、国民が経産省・国の原発政策に異議を申し立てている、といった本件訴訟の本質問題についての判断を回避している。そのうえで、国の請求する「テントの撤去」「損害金の支払い」を認め、再び判決確定前の仮執行まで容認した点では、今年2月の地裁判断と同様である。

テント弁護団は、即日に東京高裁に対して上告手続きを行った。今月11日に上告状が受理され、年末から最高裁で審理が始まる予定。

記者会見と声明

29日、テントひろばでは記者会見が行われました。出席した弁護団の宇都宮健児副団長、大口昭彦弁護士、応援団の鎌田慧さん（ルポライター）、内藤光博先生（専修大学教授・憲法学）、経産省前テントひろばの被告淵上太郎氏と正清太一氏、そして江田忠雄（第1テント）、寺崎明子（第2テント）、高瀬晴久（第3テント）の各氏からそれぞれ発言を受けました。

大口弁護士は上告に際して申し立てた訴訟

救助と仮執行停止が不当にも高裁第24民事部（高野裁判長）により却下され、損害金について仮執行が強行されたと報告、「不当判決に対する経産省前テントひろばの声明」（前号参照）を淵上氏が読み上げました。さらに、各人から「テントを守ろう」という力強い挨拶を受け、その後、経産省前で抗議行動を行いました。

テントひろばでは、毎週金曜午後5時から1時間、経産省前でテント強制撤去に反対する抗議を行っています。また上告費用（約100万円）相当の印紙等を補正命令に応じて支払って、上告は認められました。ちらし「テントを守ろう」で上告却下とした記載は、誤りです。

表現の自由への制限は違憲

本紙第63号（10月23日発行）では、控訴審判決を迎えるに当たって、高野裁判長に対して「裁判所に対する国民の信頼」を高める姿勢を貫いて、表現の自由を求める主権者へ公正な判決を出すように要望してきた経過を報じると同時に、表現の自由の保障について、以下の指摘をしました。

戦後制定された日本国憲法には、「集会、言論、出版その他の一切の表現の自由は、これを保障する」（21条）とあります。

これは、明治憲法が「日本臣民は法律の範囲内において言論著作印行集会及結社の自由を有す」（29条）としていた表現と異なり、「法律の範囲内において」という制限が外されたことに着目する限りでは、現行憲法下（裏面へ続く）

では行政府はもとより、立法府（議会）などで人権制限を行える法律は作れないものであると理解されています。

しかし、今年2月26日の地裁判決では、テントひろばの土地使用申請を経産省が拒絶したことをもって、それが単に国有財産法や経産省所管の国有財産取扱規定を根拠とするものであるにもかかわらず、それを理由にして表現行為としてのテントひろばの存在まで否定し、テント撤去と「損害金請求」を認めています。これでは、2012年に発表された自民党憲法改正草案で、表現の自由は「公益及び公の秩序を害することを目的とした活動」には認めないとし、明治憲法並みの人権制限に戻そうとする意図に迎合したのではないのでしょうか。表現の自由の保障については、例えばアメリカ合衆国憲法が「連邦議会は、…平和的に集会し、苦情の救済を求めて政府に請願する人民の権利を制限する法律を制定してはならない」としていることも想起すべきです。

このように指摘したのは、東京高裁で憲法の規定する「表現の自由」がテントひろばに対して認められるか否かによって、その勝敗が決まると思われたからです。ところが、控訴審判決は「表現の自由の保障を考慮しても、本件（土地使用）申請に対する不許可処分は適法であって、本件土地の管理者において1審被告らの占有使用を許容すべきであるとはいえない」と、地裁判決同様に、経産省の対応を追認しました。

控訴審判決の不当性

高野判決は「表現行為の目的や動機、表現行為の具体的内容がどのようなものであるかによって、憲法21条1項による表現の自由の保障に差異を設けるべきではない」としつつ、「人間に値する生存の確保のためのやむにやまれぬ意見表明であり、生存権に基づいて原発に反対するものであるからといって」、「本件土地部分において表現行為を行うことが憲法上、特別に保護されるべきであるということはいえない」（第9頁）というのです。そのうえで、裁判提訴に先立って経産省が国有財産の「使用許可の制度」（国有財産法および国有財産取扱規定のこと）によりテント設置を拒絶したことについて、この「不許可処分は適法というべき」として、「本件土地部分に本件各テントを設置して長期にわたり占有使用することは、表現の自由として許容される範囲を超える」（第7頁）

と断定し、国有財産法などを「人民の権利を制限する法律」として容認しています。

内藤意見書の意味

表現の自由については、高裁にテント弁護団から意見書が提出されました。意見書は専修大学の内藤光博教授が作成したのですが、そこでは「パブリック・フォーラム」の法理に関連して、「それぞれの具体的状況に応じて、表現の自由と所有権、管理権とをどのように調整するかを判断すべきこととなり、前述の較量の結果、表現行為を規制することが表現の自由の保障に照らして是認できないとされる場合がありうる」という、伊藤正己裁判官が「駅構内ビラ配布事件」最高裁判決で述べた補足意見が引用されています。

高野判決は、内藤意見書を完全に無視して「本件土地部分（ポケットパーク）をテントひろばとして使用して原発反対等の種々の活動を行うことができないからといって、1審被告ら自身の憲法上の生存権が損なわれるものでない」とか、「東日本大震災による原発事故により、多くの人々が深刻な被害を受け、苦難に陥ったことから、テント広場（ママ）に参加するものは、やむにやまれぬ思いで原発に反対する行動に加わったものと理解される」（第10頁）としても、「1審被告らに本件土地部分をテントひろばとして使用する特別の権原が生じ、あるいはその使用が違法と評価されないとする法的根拠はない」（第10頁）としています。

しかし、高野伸裁判長が原発事故被害者の基本的人権、および人権侵害に対する被害回復を真に想起するのであれば、現行憲法の21条を正しく解釈して、上記で引用した判決理由書9頁の文章に代えて、「人間に値する生存の確保のためのやむにやまれぬ意見表明」なのだから、ポケットパークでの原発に反対する表現行為は「憲法上、特別に保護されるべきである」と記載すべきだったのです。

今回の控訴審判決は、裁判所が自民党憲法改正草案と同じレベルの判断によって、明治憲法並みの人権制限に戻そうとする意図を有しているものと疑われても仕方ありません。◎

《経産省前テントひろば》

住所：〒100-0013 千代田区霞が関1-3-1

電話：070-6473-1947

・郵便振替口座＝ 00160-3-267170

・口座名義＝ 経済産業省前テントひろば

